

労働 ADR 申立書(使用者側)

札幌弁護士会紛争解決センター 御中

平成 年 (札紛)第 号 (労第 号)

申立年月日 令和 3 年 12 月 12 日	
申立人	住所(〒〇〇〇-〇〇〇〇) TEL (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 氏名(法人名・代表者名) 株式会社 札弁商事 印 代表取締役 札 弁 太 郎 業 種 卸売業
代理人	住所 〒 TEL () - 氏 名
	調停期日への出席予定者をご記入下さい。 氏 名 札弁太郎 申立人との関係 代表取締役 連絡先 TEL (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
	調停期日に同席を希望される方がいる場合には、ご記入下さい。 ※ただし、同席の可否は、調停人が判断します。 氏 名 申立人との関係 (□にレ点でご記入下さい) □社会保険労務士 □その他 ()
相手方	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 TEL (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 氏 名 甲 野 太 郎
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 紹介状 <input checked="" type="checkbox"/> 資格証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 委任状 (申立人に代理人が就いている場合のみ) <input type="checkbox"/> 労働者本人が死亡の場合、死亡者と相続人全員の血縁関係が分かる戸籍謄本、除籍謄本 <input type="checkbox"/> 証拠書類チェック表 <input type="checkbox"/> 証拠書類 通

<p>1. 申立の趣旨（相手方に求める結論）</p> <p><input type="checkbox"/> 相手方に 労働契約上の権利を有する地位にあることの確認 を求める。</p> <p><input type="checkbox"/> 相手方に 未払賃金として<input type="checkbox"/>〔金 円〕<input type="checkbox"/>〔相当額〕の支払を求める。</p> <p><input type="checkbox"/> 相手方に 残業代として<input type="checkbox"/>〔金 円〕<input type="checkbox"/>〔相当額〕の支払を求める。</p> <p><input type="checkbox"/> 相手方に 退職金として<input type="checkbox"/>〔金 円〕<input type="checkbox"/>〔相当額〕の支払を求める。</p> <p><input type="checkbox"/> 相手方に 損害賠償金として<input type="checkbox"/>〔金 円〕<input type="checkbox"/>〔相当額〕の支払を求める。</p> <p>■ その他</p> <hr/> <p>相手方が申立人に対して請求している時間外手当等請求について相当な調停を求める。</p> <hr/> <p>相手方が申立人に対して請求している労働契約上の地位の確認について、職場の実情を踏まえた相当な調停を求める。</p> <hr/>	
<p>2. 相手方との雇用契約の内容等</p> <p>(1) 雇用年月日（最初に雇用した日）平成28年 4月 1日</p> <p>(2) 雇用期間 <input type="checkbox"/> 期間の定めあり（ ～ まで）</p> <p> <input type="checkbox"/> 更新なし <input type="checkbox"/> 更新あり（ 回）</p> <p> ■ 期間の定めなし</p> <p> <input type="checkbox"/> 試用期間（ ～ まで）</p> <p>(3) 解雇した場合には、解雇年月日 令和3年 4月30日</p> <p>(4) 役職 課長</p>	
<p>3. 相手方との間で問題となっている内容</p> <hr/> <p>相手方は、時間外手当をもらっていないと言っているが、当社は支払っている。</p> <hr/> <p>相手方の1か月の賃金は以下のとおりである。</p> <hr/> <p>基本給18万円、交通費1万円、住居手当1万円、扶養手当3万円、合計23万円</p> <hr/> <p>相手方の就業時間は午前9時00分から午後5時00分まで、休憩は1時間である。</p> <hr/> <p>時間外手当は給与明細にその金額を記載している。</p> <hr/> <p>時間外手当をこのように支払っていることは相手方に対して説明もしているし、今まで時間外手当が支払われていないと言われたことはなかった。</p> <hr/> <p>相手方を解雇にしたが、解雇理由はセクシャル・ハラスメントがあったからである。</p> <hr/> <p>女性従業員から相手方よりセクシャル・ハラスメントを受けていると、会社に対して相談があった。この件につき、相手方に事情を聴くと、事実相違ない、会社を辞めますとの発言があったため、合意退職として処理をした。</p>	

4. 相手方との事前交渉の有無・内容
相手方より、突然、今までの時間外手当を支払え、解雇は無効だという主張が記載された書面が会社に送られてきた。
会社としては、時間外手当を支払っていること、解雇ではなく合意退職であると記載し書面を送ったが、相手方はこれに納得がいかないらしく、電話をかけてきては時間外手当を支払えと言う。
このままでは問題は解決しないため、第三者を交えた話し合いで解決しよう判断し本申立てに及んだ。

5. 紛争の概要	
(申立人が主張する労働問題の概要を時間の流れに沿って、簡潔・明瞭に記載して下さい。なお、この申立書は相手方にも写しを送付することにご留意下さい。)	
年月日	事 実
H28.4.1	相手方が当社に入社
R3.4.13	女性従業員より相手方からセクハラを受けているとの相談があった。
R3.4.16	当社代表取締役と総務部長で相手方に対して第1回の事情聴取をする。
R3.4.24	当社代表取締役と総務部長で相手方に対して第2回の事情聴取をしたところ、相手方より辞めますとの発言があったため、令和3.4.30をもって退職とすることとした。
R3.5.7	相手方より時間外手当を支払え、解雇は無効だと記載された文書が届く。
R3.5.11	相手方に対して、時間外手当は支払っていること、解雇ではなく合意退職であることを記載した文書を送る。
R3.5.31	相手方が、会社に突然来る。総務部部長が対応するもまともな話し合いはできず、相手方に帰ってもらった。

※ 上記枠内に記載しきれない場合には、適宜、別紙をご利用下さい。